農 第 223 号 令和6年7月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

関市長

市町村名	関市			
(市町村コード)	(21205)			
地域名 (地域内農業集落名)	関西地域			
	(洞戸・板取)			
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年7月30日		
		(第 1 回)		

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

今後、農業を担う者が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・農業を継続するために、現在の耕作者から後継者へ農業を従事することができるよう、地域の事情を共有しながら、農地保全活動に努める。

- ・米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高いキウイフルーツ、ブルーベリーなどの園芸作物の生産に取り 組む。
- 大豆の生産及びその加工品である洞戸みその生産に取り組む。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区	142.13 ha	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	142.13 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地を農業上の利用する農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

農業の将来の在り方に向	けた農用地の効率的かつ総合	合的な利用を図るために必	必要な事項
(1)農用地の集積、集約	 化の方針		
	は、ほらど未来ファームなど農 業者や認定新規就農者の受 <i>り</i>		)集積、集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の			
-農業を担う者が病気や性		「困難になった場合には、	く。 農地の一時保全管理や新たな を担う者への貸付けを進めて「
(3)基盤整備事業への取			
	ことで、特産品であるキウイの		用化等の基盤整備に取り組む。 る。
(4)多様な経営体の確保	・育成の取組方針		
(5) 典 类均 同 织 入 笠 の 単	*************************************	ᇝᇥ <i>ᄔ</i> ᆇᆍᇍᇬᅜᄆᅷᅀ	
	業支援サービス事業者等へ(  に農作業委託を活用すること		
「はらと木木ファームなと	に展け来女前で心用するにと	て、近怀辰地の光王伽正	전점 <b>성</b> 。
☑ ①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	□ ③スマート農業 □ ④	畑地化・輸出等 🗵 ⑤果樹等
□ ⑥燃料・資源作物等	□⑦保全・管理等	□ ⑧農業用施設 □ ⑨	耕畜連携等   □ ⑩その他
づくりや捕獲体制の構築	 の集落点検マップ(侵入防止権		果樹や目撃・被害発生場所等)